

令和3年1月28日

(一社) 神奈川県警備業協会
会 員 各 位

(一社) 神奈川県警備業協会
会 長 畠 山 操

緊急事態宣言延長時の教育事業（新任及び現任教育）
について（ご連絡）

謹 啓

大寒の候 会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から協会の事業運営につきまして、格別なご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、1月8日から神奈川県を含む1都3県を対象に発令された緊急事態宣言は、コロナの収束が見込めないことから延長されるとの報道がなされていますが、2月8日以降に同宣言が延長されたときの協会の教育事業(新任及び現任教育)については、

- 1 今回の宣言は、休校等教育に関する制限が含まれていないこと
- 2 指導教育責任者講習については、宣言期間中であっても公安委員会の判断で計画通り実施していること
- 3 東京、千葉、埼玉各都県協会にあっては、新任・現任教育は計画通り実施する方向であること
- 4 本県にあっては、新任教育については、少数ながらも受講希望があり、また、現任教育についても年度末をひかえ、教育の中止が会員会社に与える影響は少ないこと

などの理由から、延長される宣言がこれまで同様に教育事業の制限を含まないものであれば、感染予防対策を徹底した上で、年間計画通り実施します。

謹 白